

1月21日(月)から

戸籍事務を電算化します

— 証明書発行の時間が短縮 —

戸籍は、出生や婚姻、死亡など、生まれてから亡くなるまでの届出に関する身分事項が記録された重要な公文書です。町では明治時代の制度発足以来、和紙に手書きやタイプライターにより記載をしてきました。しかし、平成6年の戸籍法の改正により、戸籍の電算化（コンピュータ化）が可能となり、国の指導のもとに電算化が進められています。岩美町では、住民サービスの向上と窓口サービスの充実を図るため、戸籍事務を電算化するための準備を進めています。

ここでは、電算化による戸籍事務の改正点についてお知らせします。なお、今回の電算化は本籍地が「岩美町」の方が対象となります。住民票の住所が岩美町にあっても、本籍地が「岩美町以外」の方は、対象となりません。

○ 本籍・住所の表示が変わります

本籍や住所の番地に枝番がある戸籍や住民票は、「の」の文字を記載しません。

（例）10番地の5 → 10番地 5

これは、土地登記簿の地番号に「の」の文字が示されていないことから、記載を統一するために行うものです。

なお、名称、地番号の変更ではないため、免許証や金融機関などでの住所変更の手続きは必要ありません。

戸籍の名称と書式などが変わります

今まで戸籍に記載されている全員を証明するものを「戸籍謄本」と呼んでいましたが、新しい戸籍では「戸籍の全部事項証明書」といいます。また個人を証明する「戸籍抄本」を「戸籍の個人事項証明書」と、それぞれ名称が変わります。

○ 戸籍証明書の変更点

区分	電算化後	従来の方式
名称	戸籍の全部事項証明書	戸籍謄本（全員）
	戸籍の個人事項証明書	戸籍抄本（個人）
様式	横書き	縦書き
書式	箇条書き	文章形式
	算用数字	漢数字
用紙	偽造防止用紙 A 4 版	白紙 B 4 ・ B 5 版
公印	黒色の印（電子印）	朱印

より早く！

より正確に！

より見やすく！

より分かりやすく！

○ 辞書に載っている文字などで記載します

戸籍の文字は、常用漢字や人名漢字、辞書に載っている文字で記載します。

これまでの紙戸籍は手書きであったために「氏」や「名」が、草書や行書、崩し字、癖字などでそのままに記載されている場合があります、これらを電算化に伴い辞書に載っている文字に直して記載します。

実際に使われている例

正規の記載

「瀧」 ↓ 「瀧」
「蔵」 ↓ 「蔵」
「難」 ↓ 「難」
「裕」 ↓ 「裕」
「節」 ↓ 「節」
「濱」 ↓ 「濱」

この例は、ごく一部です。

該当する方は11月中旬ごろに文書でお知らせしますので、ご理解とご協力をおねがいします。